生活経済研究所出版
「生活経済政策」
2015年1月20日発行　PP.18～23に掲載

特集　共生圏の再構築：故郷で生きる権利を保障するために

暮らしたい場所で暮らし続ける自由を守る

―新自由主義における「自由」の実相―

中島　康晴

ＮＰＯ法人地域の絆 代表理事

暮らしたい場所で暮らし続ける自由を阻害するもの

財務省の6%削減提言（2014年10月8日）を受けて、政府は介護報酬を2.27%削減する方針を固めた。その詳細を見る限り、報酬を下げる代わりに、人員配置の兼務容認や、利用者定員の拡張等の規制緩和と効率化を認める内容となっている。このことは総じて、介護保険事業者の財政状態の悪化と運営上の煩雑さを招き、介護サービスの質の低下に帰結するであろう。現政権の社会保障に対する視座が、新自由主義の系譜に則ったものであることは言うまでもあるまい。そして、当然のことながら、新自由主義が、社会福祉サービスやクライエントの暮らしの質を貶めるものであることも然りである[1]。

しかし、この趨勢にあって、社会福祉実践家として改めて疑問に思うことがある。それは、新自由主義の進捗した現下の社会では、むしろ人々の自由が顕著に制限された状況にあるのではないか、という問題である。なぜならば、私たちがクライエントと称する人々の自由が、この時勢に反比例して簒奪され続けているからである。限られた紙幅の中ではあるが、以下簡潔に幾つかの例を示しておく。

厚労省の調査によれば、多くの人々は、要介護高齢者となっても住み慣れた場所での暮らしを望んでいることが分かる。しかも、施設への入所を希望したとしても、その理由を問えば、「家族に迷惑をかけたくないから」という回答が多くを占めているのが現状だ[2]。またこれら介護保険サービスを利用する為に必要な要介護（要支援）認定の申請や、介護保険事業者との利用契約の締結、居宅サービス計画（支援計画）に対する同意もクライエント自らが行うことは稀であり、その家族（「要介護《要支援》認定の申請」の場合は専門職）が代行を担っているのが専らである。また、これら家族の決定に多大な影響を与えているのはクライエント本人の意思ではなく、その本人の支援に携わっている医療・福祉専門職の意向であることも一般的だ。

この様な過程を経て定められたクライエントの自己決定は、決して本人の自由意志に基づいたものとはいえず、むしろ、周囲からの「強制された自己決定」であると言える。それが意図的であるのか如何にかかわらず、本人の意思を度外視し、周囲の都合を優先化した似非自己決定が蔓延しているのである。

また、個人の尊厳保障を目的に入所施設の個室化を推進してきた厚労省も、低所得者に対する負担軽減と財政難を理由に、これに逆行すべく相部

なかしま　やすはる

東北大学大学院教育学研究科（博士課程）在学。保健福祉学修士。専門分野はソーシャルワーク・地域福祉・高齢者福祉。高齢者施設の管理者を経て現職。現在、公益社団法人広島県社会福祉士会会長・広島県認知症介護指導者。
著書に『よくわかる地域包括ケアの理論と実践―社会資源活用術』（日本医療企画、2014年）など。

屋容認へと態度の変節が見受けられる。「相部屋」の方が入所者の孤立化が防げて良いとの意見も見られるが、問題なのは、「個室」か「相部屋」かの選択にかかる自己決定が所得や待機状況に応じて制限されていることにある。その何れを選択するにせよ、低所得者にとって、また、多くの待機者にとっても自由な選択ができていないことに問題がある。

特別養護老人ホームの待機者数は全国に52万人を超えると言われており、その受け皿として、厚労省と国交省の共管となるサービス付き高齢者向け住宅（以下サ高住という）に期待が寄せられている。しかし、全国のこれらサ高住の平均利用料金は、月額約18万円（介護サービス及びその他の費用を含む）と一般の高齢者が自らの年金で対応できる範疇にはない[3・4]。国民年金の平均は月額約5万5千円、厚生年金では約15万1千円であるから、多くの人々は年金を全てこれにつぎ込んでもサ高住に入居が出来ないのが現状だ[5]。以上のことは当の介護サービスのみならず、我が国の住宅保障の脆弱さをも示している。

この様に、社会保障が等閑になればなるほど、人々の自由は却ってそれに反比例するかのように毀損されていく。新自由主義の「自由」は、全ての人間の自由を認めていないという意味において、末節的・皮相的なものでしかない。そして、今一つ、確認しておかなければならないことがある。それは、仮に社会保障の充実を図りこそすれば、これらの人々の自己決定や自由への困難は解消するのだろうかという問題である。残念ながら、「最低生活の経済的保障を目的とする社会保障制度」[6]の充足のみをもって、人々の自己決定と自由が保障されるものではないと私は考えている。幾つかの事象を用いて更に掘り下げてみたい。

例えば、全国の大学の学食では、テーブルの中央に視線を遮るための仕切り板が立っている「ぼっち席」（1人用席）が増えているという[7]。「おひとり様」に焦点化した席の配列を採っているようだ。この「おひとり様」という言葉自体もつい最近に創られたものだが、隣人との挨拶や団欒を避けるかのように、人々は他者との関わりを忌避している様に思えてならない。そして、この他者への忌避感は、無理解と無関心化を促進させている。全国津々浦々で発生している孤独死や虐待死、そして自殺は、いわゆる無縁社会の在り方がその根底にあると言われている。

しかし、人々の関係における退廃は無縁化で留まることは無い。無縁化が進めば、他者に対する不安や恐怖が醸成されていく。障がいのある人にどの様に接していいのか分からない、認知症のある人は、周囲に迷惑をかけるので施設に入った方が本人も幸せだ、といった意識などがこれに該当する。恐怖には、人間の暮らしに不可欠とされている「正常な恐怖」と、非現実的な想像上のものでしかない「異常な恐怖」があると言われているが、これらの恐怖は人間が克服すべき「異常な恐怖」であると断じることができる[8]。なぜならば、他者との接点を持たない状況下で生まれ出た「恐怖」は、何ら根拠のない、私たちの想像が創出したものに過ぎないと言えるからだ。

加えて、人々の信頼関係は更に悪化を来す。不安や恐怖の先には、人々の軋轢と対立が待ち受けているのだ。認知症という社会問題は、かなり一般化されて捉えられているが、未だに、認知症のある人の施設を開設する際に地域住民から反対運動がおこることがある。刑余者を支援する更生保護施設等や、精神障がい者の入所系施設ではとりわけこの傾向が強く見られる。人々は、自らの接点の機会の少ない対象ほど、より排除する傾向にある。

そして、如上の対立や軋轢に巻き込まれることを避けるかのように、人々は更に他者との関わりを忌避するようになっている。私たちの社会は斯くの如く、信頼関係の希薄化を加速度的に進捗させていく負の循環の中にある（**図**）。この様に人々の信頼関係の低減した社会においても、多くの自己決定や自由を担保することが困難となる。当然、この循環は、個別性に軸足を置いた多様性を容認する社会ではなく、価値観の画一化した社会へと連なっていく。前段で叙述した社会保障の減退が人々の自由を蔑ろにしていることと併せて、人々の他者に対する理解や慮りの稀釈が私たちの自由を狭めている

図　信頼関係と多様性喪失の負の循環

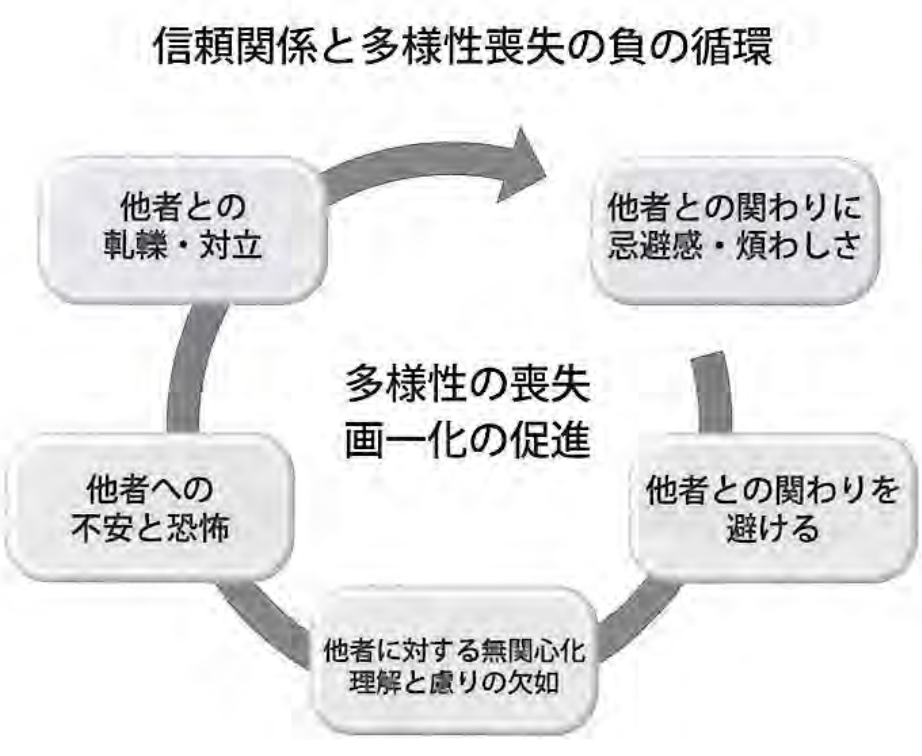

と言えるのだ。

言わすもがな、新自由主義における経済格差の深化と社会保障の低下が、人々の信頼関係やその意識に多大な影響を与えていることは十二分に認められている事実である。だからと言って、社会保障を充足させることだけをもって、後段の問題が消失されるわけではない。人々の自由を尊重し、その自己決定と主体性を担保するためには、全ての人々を生活主体者として支援していく本来の社会福祉実践の目的を貫徹する必要があるからだ[9]。社会保障をいくら拡充しても、このような人間の、社会の認識を変えられなければ私たちは真の自由を獲得できない。この行政にも果たせない役割を担い、人々の尊厳保障を果たすことこそが私たち社会福祉実践家の使命であると言える。以下、私たち「地域の絆」の実践を示しながら、その方法論に迫ってみたい。

暮らし方の自由を守るための実践

まず、人間の社会認識を変える実践の糸口を、私たちは人々の体験の在り方に求めた。社会教育分野では、人々の直接的な体験や経験がその意識変化に多大な影響を与えると捉えられている[10]。ここでは、これらの過程を「体験的学習」と称することにする。私たちは、人々の直接的な対話や関わりといった体験が生まれやすい地域社会の土壌に着眼し、地域の中で、障がいのある人とない人であったり、子どもと高齢者、介護に携わる者とそうで無い者といった多様な人々同士の関わりの場を数多創出するよう努めてきた。これらの取り組みを通じて、多様な他者に対する理解と慮りを地域住民に促進する事を意図しているのである。

具体的な事実に基づいて説明する。ここでは、在宅支援を行っている介護保険事業所（小規模多機能型居宅介護）における実践を取り上げる[11]。認知症で一人暮らしのＡ氏（90代・女性・要介護3）の「自宅で暮らしたい」という思いを実現するために、私たちの法人職員は、Ａ氏の在宅での暮らしに対する理解と支援を促すため、地域住民・警察・タクシー会社・ホームセンター等に働きかけを行った。

地域住民は当初、Ａ氏の一人暮らしに懐疑的であり、関心というよりはむしろ不安を寄せていた。そこで職員は、地域住民に直接協力を要請するべく戸別訪問を開始する。半年に3回の訪問を通して、Ａ氏の認知症の状態やそれに起因する行動について説明の上理解を求めた。また、Ａ氏自身が在宅での暮らしを強く望んでいることを代弁した。実は、この戸別訪問では、職員は意図してＡ氏本人と行動を共にしている。理由は大きく二つある。一つは、クライエントの問題は、クライエントが主体的に

それを解決することが、社会福祉援助の本質であるので、A氏が直接協力依頼をすることはその範疇にあること。二つ目に、地域住民とA氏との対話と関わりの機会を設けることで、認知症やA氏についての理解を促す体験的学習を意識していた。

また、戸別訪問という形式化・構造化された改まった対話のみならず、A氏の支援のための毎日の訪問の際にも、挨拶や何気ない日常生活会話を継続した。私たちは、他者との信頼関係を構築するためには、平素からの些細な会話や関与の堆積が大切であると捉えている。これは、その事を考えた実践であると同時に、地域住民に対して、私たちの日頃の職務に触れてもらう、見てもらうという私たちの仕事に対する体験的学習を狙った実践であるとも言える。

以上のA氏と職員との関わりを通して、地域住民の不安は、A氏と認知症に対する理解と、職員の支援に対する信頼へと変遷していった。同時に、A氏のストレングス（現存能力や個性の強み）に着眼する態度を地域住民は形成し始め、A氏との間に過去不協和音が生じていたことなどの本音が引き出せるまでに私たちの信頼関係も進展した。更には、私たちの仕事に対して敬意を表する発言も見られるようになった。

実はこの事例で画期的な変化を遂げたのが警察官であった。初期の反応は、「徘徊」等の行動があるのであれば自宅での暮らしは難しいと、A氏の思いや私たちの支援の在り方に対しても否定的な姿勢が見受けられた。その後、職員とA氏本人が何度か足を運んで協力を要請することで、否定的な反応は、携帯GPS商品の紹介などの助言が聞かれるまでに変容した。加えて、ある日、「徘徊」時に「保護」されたA氏を、その警察官は、こちらからの要請がなくとも自主的に事業所まで送迎してくれるようになった。如上の警察官の意識変容は、A氏本人が協力要請を行った時から顕著に見られた。そして、職員のA氏に対する支援の在り方を目の当たりにする中で、支援的な意識が漸次醸成されたものと分析している。

また、ある朝自宅へ迎えに行くとA氏は不在で、その後、タクシーに乗って自宅に帰ってきた事があった。タクシーに乗る習慣のあることを確認した職員は、近隣にあるタクシー会社へ協力を要請した。その後、A氏がタクシーに乗った際、行き先に困るとタクシー会社から当事業所に連絡がもらえるようになった。

近隣のホームセンターとスーパーマーケットでは、認知症に関連するA氏の行動から過去に軋轢を起こし、A氏に対して「出入り禁止」の対応がとられていた。その事を知った職員は、その後、両店舗にA氏と共に事情を説明するため訪問する。「今後こちらのお店を利用させてもらい、A氏が困っていたり、お店に不安が生じることがあれば連絡を下さい」とA氏の買い物に対する理解と協力を依頼したのだ。それ以来、両店舗は「出入り禁止」を撤回し、職員付添いのもと、以前同様にA氏は買い物を楽しむことができるようになった。今では、店員の中には、「こんにちは」とA氏にあたたかい声を掛けてくれる人も現れている。

そして、A氏に対して嫌悪感を抱き、疎遠となっていたA氏の娘も、職員の働きかけと、地域住民等のA氏への関わりの変化に触れる中で、認知症に対する理解が得られるようになり、A氏に対する受容的な態度へとその行動の変容が見られるようになった。

これら成果に対する要因を列挙すると次のようになる。①職員が半年に3回（介護保険事業所の取組みとしてはこのような働きかけは極めて稀である）各関係者に足を運んで直接働きかけを行ったこと、②A氏自らも職員と共に関係者らに協力を直接要請したこと、③A氏の支援のための訪問の際、日常的な職員の支援の在り方を関係者に直接示し続けたこと、④社会資源を単に把握するのみならず、それを発掘・創出する変容の対象と捉え実践を重ねたこと、⑤これら関わりと対話という体験の堆積によって、地域住民と家族に対して、認知症に対する理解と、A氏に対する支援的な意識を醸成することができたものと考えられる。

加えて、これら実践の大前提として確認しておきたいことがある。それは、他機関の専門職や家族も

含め大多数の人たちが、A氏の在宅生活の継続は困難であるとの判断をくだしていた状況下にあっても、職員がA氏の思いを受容し、そして、それを諦めず代弁活動を展開し続けた事実にある。認知症高齢者の一人暮らしに対しては、「徘徊」や「火の不始末」「不衛生」等のリスクがその周囲によって認識されがちである。しかし、不衛生であっても、危険であっても、不便であっても、本人がそこで暮らし続けたいという思い、そして自由を、拒否し、妨げる権利は誰にも無いはずだ。本人の人生のあり方は本人が決める。これこそが、新自由主義者のもっとも強調する自己決定の本来のあり方であり、人々の尊厳を守る重要な要素となる。職員はこの当たり前の権利を守ろうと行動したに過ぎないのである。

当然、これらを実現する為には、社会保障の充足が必要であるし、その事に対する公的責任を政府は果たさなければならない。他方では、これに付加した形で、人々を生活主体者と捉え、その主体性を擁護するために地域社会に働きかける以上の様な活動が不可欠であることも理解できるだろう。

そして、A氏の暮らしと存在を地域に意図して「ひらき」、また私たちの実践を率先して「ひらいた」これらの地域住民との関わりが、地域社会に理解や協力をもたらしたのではないだろうか[12]。私たち「地域の絆」の基盤となる実践課題は、平素は直接的な接点を持たない人々同士を、関わりと対話という体験を通して繋いでいくことにある。しかしなかでも、重要視していることは、クライエントの暮らしと存在に直接的な関わりを持ってもらうことにより、地域住民に対して、障がいや生活困難の問題を身近なものと捉えてもらい、延いては自らのこととして実感してもらえる意識醸成を促進することにある。本事例は、この方法論の有効性を示している。

新自由主義における「自由」の実相

「故郷で生きる権利を保障する」ためには、多様な人々の暮らしのあり方を社会が認めなければならない。そして、このことにこそ、人間の尊厳保障における重要な役割があることに、人々が共通理解を果たさなければならない。他者から見てたとえそれが、不便で不衛生で、そして、一定の危険を伴うものであったとしても、その人が希求する暮らし方を阻止する権利は誰にもない。

そして、これら全ての人々の自由が尊重される社会を構築する為に必要なことは、新自由主義路線を伸長させることではなく、社会保障の充実と真なる社会福祉実践とを共同歩調で展開していくことにあるといえる。社会福祉実践に関して言えば、ここで簡潔に、人々の権利擁護をなすためには次の3つの視点が重要であることを指摘しておく。①権利侵害から守る（予防する）、②自己決定を支援する、③①②を成しうる社会環境を整えるために社会変革を行う。このうち③の実践が極めて脆弱な部分にこそ、我が国における社会福祉実践の大きな仕事が待っている。社会福祉実践家としては、この仕事に生涯傾倒していきたいと思う。

巷間では、「消滅可能性都市」や「コンパクトシティ」論がもて囃されている。しかし、これら理論の根底からは、人々の暮らしの自由に対する畏敬の念が感じられない。重大な自傷他害の恐れの無い以上、ここで暮らし続けたいその人間の思いを否定する権利は誰にもない。どの場所で暮らし、何処で人生の最後を迎えるべきかを決めるのはその人自身である。この人間の尊厳にかかる大前提が、障がいの有無によって、所得の高低さに応じて、また政府の方針に依拠して、その自由が狭小させられることなどあってはならない。これら人々の自由を最終的に擁護するのは、新自由主義の名を借りた政府の責任放棄ではなく、社会保障と社会福祉実践の新たな関係の構築に向けた努力である。「消滅可能性都市」や「コンパクトシティ」論は、新自由主義と紙一重のきわどい議論であり、本質を見誤れば直ちに破綻するアイデアであることがいずれ証明されるだろう。

繰り返しをいとわずに確認をしておきたい。本来人々の自由を追求してきたはずの新自由主義が、実は、人々の自由を簒奪している事実。私たちは今こそ、この現実を凝視する必要がある。同じ社会を構成している私たちが、誰かの自由を収奪しておい

て、自らが自由を享受することなどありえないのだから。■

《注》

1　イアン＝ファーガスン著　石倉康次・市井吉興監訳（2012年5月）『ソーシャルワークの復権　新自由主義への挑戦と社会正義の確立』クリエイツかもがわ
2　厚労省　社会保障審議会・介護給付費分科会第70回　資料（2010年12月24日）「『介護保険制度に関する世論調査』について」PP.1-12
3　財団法人高齢者住宅財団（2013年3月）「サービス付き高齢者向け住宅等の実態に関する調査研究」P.19・P.134
4　山田篤裕・田中慶子・大津唯（2013年4月）「在宅介護にかかる総費用・時間の実態」『季刊家計経済研究』2013springNo.98,PP.12-24
5　厚生労働省年金局（2013年12月）「平成24年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」P.7・P.17
6　岡村重夫（2008年5月）『社会福祉原論』「序にかえて」全国社会福祉協議会
7　（2014年7月11日）「天声人語『ぼっち』上等」『朝日新聞』
8　マーティン＝ルーサー＝キング著・蓮見博昭訳（2006年10月）『汝の敵を愛せよ』新教出版社PP.204-205
9　岡村重夫（2008年5月）『社会福祉原論』「序にかえて」全国社会福祉協議会
10　高橋満（2013年4月）『コミュニティワークの教育的実践　教育と福祉を結ぶ』東信堂P.63
11　ややもすれば、クライエントの直接支援に終始してしまいがちな介護保険分野にあって、地域の社会資源へ積極的に関与していく本取り組みは、非常に稀有な営みであることを付言しておく。また、本文で用いる「社会資源」をここで次の様に定義しておく。「クライエントの外部にあって、クライエントの暮らしの支援に用いることができる一切のもの《ヒト・モノ・カネ・情報など》」。
12　本文では、「開く」と「拓く」の双方の意味を併せ持つという意で「ひらく」と表記する。